静岡県告示第681号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定予定森林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法 律第249号)第30条の規定により告示する。

令和7年10月28日

静岡県知事 鈴木康友

- 保安林予定森林の所在場所 静岡市葵区油山字堂ノ奥1353、1354、1357、1358
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字堂ノ奥1353・1354・1357・1358(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡 市役所に備え置いて縦覧に供する。)